

第五十六号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条第一項中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第十四条中「第四条、」を削る。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当の種類及び支給期限を改める必要がある。